

## 八街市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領

平成28年 7月13日制定

### (目的)

第1条 この要領は、八街市が発注する工事の入札において、入札参加者から提出された工事費内訳書の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (工事費内訳書の要件)

第2条 工事費内訳書は、原則として、別記様式第1号によるものとする。ただし、入札参加者が作成した独自の様式を用いることを妨げない。

2 工事費内訳書は、次の各号に定める事項を備えていることを要する。ただし、これによりがたい場合は、任意項目によることができるものとし、記載する項目を入札公告又は指名通知書において示すものとする。

- (1) 入札参加者名、工事名及び工事場所
- (2) 工事費の内訳となる各項目に対応した金額
- (3) 工事費の内訳となる記載を要する項目は、(表1)のとおりとする。なお、記載を要する項目に加え、さらに項目の詳細を記載することは差し支えないものとする。

### (表1)

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳及び科目別内訳まで
その他工事	内訳工種（新土木工事積算大系の工事工種体系における工種）まで

### (工事費内訳書の提出)

第3条 工事費内訳書の提出については、電子入札システムにより、第1回目の入札書提出時に入札書と併せて提出するものとする。ただし、紙入札参加者にあつては、入札書及び工事費内訳書を同封し配達記録が残る書留郵便により提出させるものとする。なお、再度入札の場合については、第1回目と同様の取扱いとする。

### (工事費内訳書の確認)

第4条 工事費内訳書は、入札締切前に開封してはならない。

2 提出された工事費内訳書は、積算担当者（入札を実施する工事の積算内容を把握している職員）が立会い、別記様式第2号により内容を確認する。

### (工事費内訳書の重大かつ明白な不備)

第5条 工事費内訳書の取扱いに関し、次の各号に該当する場合は、重大かつ明白な不備があるものとして取扱うものとする。

- (1) 工事費内訳書の提出がない場合
- (2) 工事費内訳書とは無関係な書類である場合
- (3) 工事費内訳書に入札参加者名、工事名又は工事場所の記載がない場合（電子入札

システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く)

- (4) 工事費内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く）
- (5) 工事費内訳書に記載された内容から、明らかに他の工事の工事費内訳書であると発注者が判断した場合
- (6) 工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれの金額とその合計額（工事価格）の記載がない場合。ただし、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等と同等な項目がある場合は、同様に取扱うものとする。
- (7) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額と工事価格とが異なる場合。
- (8) 工事費内訳書の工事価格と入札額が異なる場合
- (9) 内容が異なる複数の工事費内訳書が提出された場合

（談合が疑われる場合の取扱い）

第6条 第4条の確認の結果、談合が疑われる場合は、談合情報があったものとみなし、八街市談合情報対応マニュアルに基づき、財政課に通報するものとする。